

安全・適正就業委員会

「危険予防」・「交通安全」・「健康管理」

3K便り「24-秋季号」

発行：令和6年9月25日
鴻巣市シルバー人材センター
安全・適正就業委員会
委員長 押木 芳治

もう9月も後半となり彼岸も開ける時期となりましたが、今年も激しい猛暑でした。この時期夏の疲れが一気に出て体調を崩される方も散見されます。無理をせず体調管理に気を付けて就業されますようお願いいたします。

令和6年度安全標語決定！

年々変わる「自分の体力」しっかり認識 慢心なし
作 藤原 恒夫 様

安全は 全てに優先 事故防止
作 菊池 淑子 様

3K日より夏季号にて募集をいたしました今年度の安全標語ですが、21点の応募をいただき、第4回安全・適正就業委員会において選考の結果、上記の2作品に決定いたしました。安全意識啓発の一環として、「のぼり旗」にして各事務所に掲揚させていただきます。多くのご応募ありがとうございました。

事故報告

今年は9月の現時点で傷害事故が1件、賠償事故も1件の発生となっております。傷害事故も賠償事故は昨年同月比でマイナス1件となっております。もう一度気を引き締めて事故防止に努めて下さい。

傷害事故

	発 生 日 時	作業内容	会 員	事 故 状 況
1	8月15日	清掃業務	女	作業中に転倒、大腿骨骨折

賠償事故

	発 生 日 時	作業内容	会 員	事 故 状 況
1	7月4日	除草業務	男	飛び石により走行車両の窓ガラスを破損

自転車、安全に乗ってますか？

去る7月31日に自転車講習会が開催されました。自転車は車両であることからルールを守って、歩行者の安全確保など通行方法にも留意しなくてはならないこと、自らの命を守るためのヘルメット着用が努力義務となっていること等を学びました。

また、11月1日施行の道路交通法の改正により自転車での違反行為に対する罰則も厳罰化されます。この内容について少し説明いたします。

① 自転車運転中の携帯電話使用等（いわゆる「ながら運転」）

現行 5万円以下の罰金

改正後 事故を発生させるなどした場合

→1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

上記以外で、携帯電話を保持して通話や表示された画面を注視した場合

→6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

② 自転車の酒気帯び運転等について

※現行では、酩酊状態での「酒酔い運転」のみが処罰の対象でしたが酒気帯び運転についても規定が整備され重罰化されます。酒気帯びとは呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを保有する状態です。

・酒気帯び運転

現行 罰則無し

改正後→3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

・酒酔い運転

現行 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金→変更なし

③ 自転車の酒気帯び運転をほう助（手助け）した者も罰則が適用

・車両の提供→3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

・同乗者、酒類提供者→2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

このようになりかなり厳しくなるようです。身に覚えのある方も少なくないのではないのでしょうか？十分ご注意を！

文責 天野 日出光